

ISPM (植物検疫措置に関する国際基準) とは？

平成20年3月
消費・安全局 国際基準課長
小川 良介

IPPCとは？

- 国際植物防疫条約 (IPPC)
 - 1951年成立 (1952年発効)
 - 日本は1951年署名 (翌年批准)
 - その後、1979年改正 (1991年発効)、1997年再改正 (2005年発効)
 - 166カ国・地域が加盟 (2007年10月現在)
 - FAOのIPPC事務局が管理する多国間条約



IPPCの目的と活動

- 目的
 - 植物及び植物生産物に対する有害動植物のまん延、侵入を防止するため、共同で有効な行動を確保する
 - それら有害動植物の防除のため、適切な措置を促進する
- 主な活動
 - 国際基準 (ISPM) の作成
 - 技術協力の実施
 - 有害動植物に関する情報交換
 - 紛争の解決 など



ISPMとは？

- 国際植物防疫条約 (IPPC) に基づき作成される植物検疫措置に関する国際基準のこと
- 加盟国は、条約に関連した行動をとるに際して適宜、国際基準を考慮する (should take into account) (IPPC (10条))
- IPPC加盟国にとってISPMは参考文献

日本はWTO加盟国

IPPCとWTO協定



SPS協定とは？

- WTO協定の附属書の一つ
- “Agreement on the Application of Sanitary and PhytoSanitary Measures”
= 衛生植物検疫 (SPS)措置の適用に関する協定
- WTO加盟国が、人、動物又は植物の生命又は健康を守るための措置 (SPS措置) を適用する際の権利・義務を定めたもの

SPS措置とは？

- SPS協定で例示されてるSPS措置
 - 生産工程及び生産方法
 - 試験、検査、認証及び承認の手続
 - 検疫
 - 統計方法、試料採取の手続、リスク評価の方法

SPS措置≠水際措置

例えば、病害虫のサーベイランス (トラップ調査) や栽培地での検査もSPS措置

国際基準とは？

- 国際基準とは、以下の機関が作成したもの
 - 植物の健康 国際植物防疫条約事務局 (IPPC)
 - 食品安全 食品規格委員会 (Codex)
 - 動物の健康 国際獣疫事務局 (OIE)
 - 人畜共通伝染病
- 加盟国は、自国のSPS措置を決める場合、国際基準を基礎としなければならない (shall base) (SPS協定 (3条の1))



加盟国は、条約に関連した行動をとるに際して適宜、国際基準を考慮すべき (should take into account) IPPC (10条の4)



国際基準とSPS措置

- 国際基準に整合しているSPS措置は、SPS協定上正当とされる
- 国際基準より厳しいSPS措置は、科学的なリスク評価により、その必要性を実証することが必要



紛争 (WTOパネル) となった場合、措置の正当性を証明できなかった場合、SPS措置を見直すことが必要



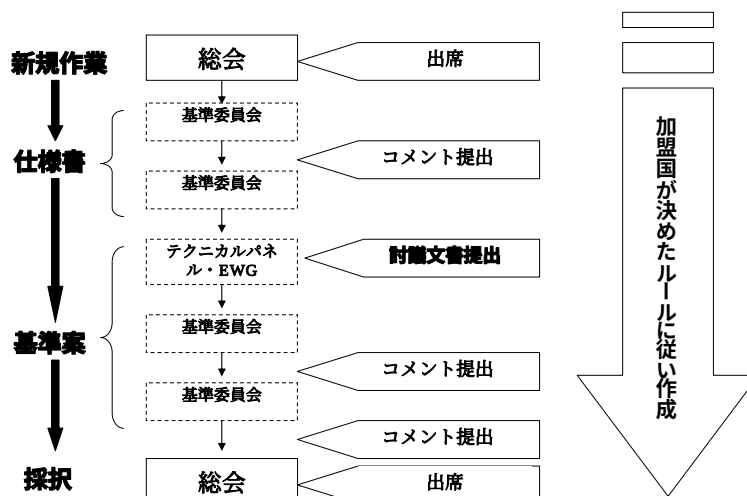
国際基準とSPS措置の例 (その1)

- 「検疫の対象病害虫の定義 (ISPM No.5)」
 - 地域の経済に重大な影響を及ぼす恐れのある病害虫であって、
 - ① 国内に存在しないもの又は、
 - ② 国内に存在しているが、撲滅又は封じ込めのための強制的な防除を行っているもの
- 輸入国 (日本) は、国際基準に整合することを理由に措置を要求でき、輸出国 (貿易相手国) は、国際基準に整合する要求を断ることができない
 - 国内に存在しない: 火傷病、ミカンコミバエ・ウリミバエ (根絶)
 - 移動規制・緊急防除を実施中: カンキツグリーニング病

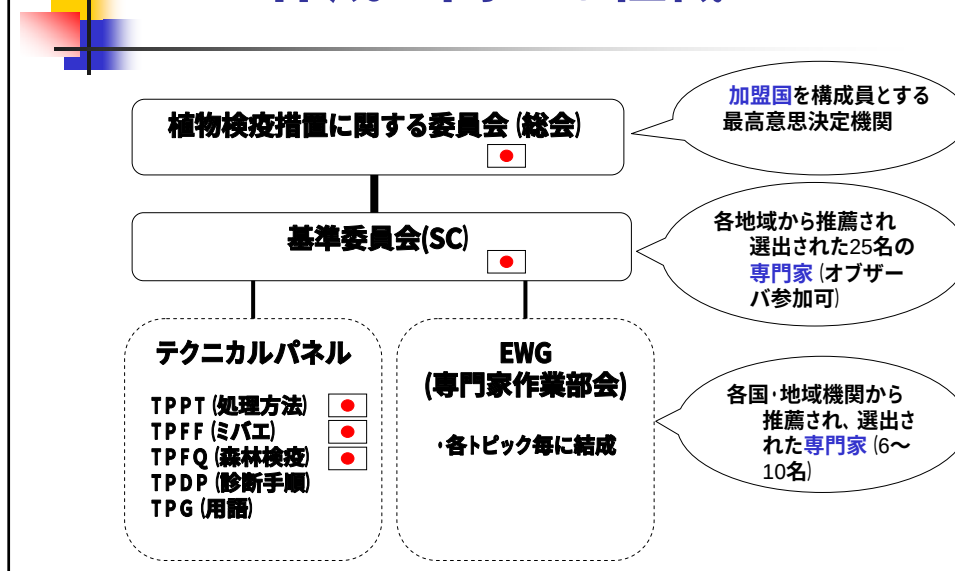
国際基準とSPS措置の例 (その2)

- 「国際貿易における木材こん包材の規制に関するガイドライン (ISPM No.15) (2002年)」
 - 木材こん包材の消毒処理基準
 - 処理済みマークの規格
 - 基準に従っていないこん包材の廃棄方法
- 輸入国 (貿易相手国) は、国際基準に整合することを理由に措置を要求でき、輸出国 (日本) は、国際基準に整合する要求を断ることができない
 - 2003年10月 輸出用木材こん包材についてISPM No.15に基づく措置を開始
 - (2007年 3月 輸入用木材こん包材についてISPM No.15に基づく措置を開始)

ISPM作成のプロセス



ISPM作成に関わる組織



テクニカルパネル

- 特定の分野に関する基準案を作成するために設置された専門家組織 (5分野)
- 現在ある90のトピックのうち、71がテクニカルパネルで作業中
- 例えば、検疫処理テクニカルパネル (TPPT) では、
 - ISPM No.28の付属書 (ANNEX) として、具体的な検疫処理 (放射線照射処理や低温処理など) の基準を順次作成中

ISPM作成への取組

国際基準が採択されるまで
通常3、4年必要

新規作業・仕様書

・我が国の状況を勘案して判断



・目的や対象を明確化

基準案の検討

・科学的データの提出



・専門家会合への参加

・基準作成ルールを踏まえた対応

採択

・重要なものについての根回し

IPPCの今後の活動 (ISPM以外)

- 条約遵守 (コンプライアンス) の強化
- 植物防疫能力の評価
- 外部評価からの勧告への対応
 - 生物多様性を考慮した基準作成
 - 地域機関の担う役割の強化 (情報交換、基準作成)
 - 執行部 (ビューロ) の構成の見直し